

# いじめ防止基本の方針

千葉学園高等学校

## (基本理念)

校長の教育目標のひとつに、「人間社会に欠かせない生活習慣を身に付けさせ、身も心も健全な人間をつくるのが教育の根本である」とある。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるとの認識のうえにたち、心身共に健全な生徒を育てるため、さらに生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を行う。

## (学校及び職員の責務)

どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

## 1 いじめ防止策のための対策の基本となる事項

### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 心豊かな人間をつくるという教育目標を達成するために行っている、基本的な生活習慣を身に付けさせることや誰からも愛される人間味のある温かい生徒を育てること、誘惑に負けない判断力を育成することをすべての教育活動を通して、より徹底する。
- (イ) 保護者との連携を図りながら、いじめやその他の問題となる行動を防止するために生徒が行う活動の支援を行う。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めさせる啓発措置として、全校集会や学年集会において講話を実施する。

### イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) すべての教員が生徒の様子を見守り日常的に観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さず、教員間で気づいたことを共有し、すぐに問題の有無を確かめ早期解決を図る。
- (イ) 教育相談を通じた担任による生徒からの聞き取りや二者面談又は三者面談での聞き取り調査を実施する。
- (ウ) 生徒・保護者がいじめにかかる相談を行うことができる相談体制の整備をする。

### ウ いじめの早期解決のための措置

- (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会(以下委員会)にすぐに報告をし、その組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちもいじめているものと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけではなく、状況に応じて専門家と協力して事の解決にあたる。
- (オ) いじめられている生徒の心の傷を癒すため、養護教諭と連携を取りながら指導をしていく。

### エ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として、生徒及び保護者に対して情報モラル研修会等を行う。

## 2 いじめ防止等の対策のための校内組織の設置と活動

現在ある生徒指導の構成員に、管理職と教務部長、養護教諭を加えて委員会を構成する。また、状況に応じて学級担任や専門家が加わることもある。

- (ア) 方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成、実行、検証・修正等を行う。
- (イ) 生徒や保護者に対する情報発信と意識啓発及び教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- (ウ) いじめ相談・通報の窓口としての役割を担う。
- (エ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共有を行う。
- (オ) いじめの疑いにかかる情報があったときは緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定と保護者との連携を組織的に行う。

## 3 重大事案への対処

いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合及び調査した結果についてはすみやかに県知事に報告する。

前述のような緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場で適切な対処をするとともに、教頭に報告し、状況によっては緊急に委員会を行い敏速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。また、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取り組み。
- (イ) いじめの再発防止の取り組みに関すること。

## 5 その他

「いじめ防止のための具体的な取り組み事項」を別途定める。